

也又尤も斯ル交渉ヲ受ケテハ 會社トシテハ 絶對ニ 應フルコトガ 出
来マセヌカ 事實ガ 違フテ 居リマス 又 解雇ハ 營業不振、事業
縮少ノ 結果ニ ムラ 得ズ 断行シタノ デアリマス カラ 規則ノ 突表トハ 全
然 關係ガ アリマセヌカ ラ 誤解ナキ 様 注意シマス

尚 今 春 爭議ノ 節 會社ハ 退職手當ノ 制定ヲ 承諾シタカラ 故意ニ 解
雇手當トシテ 発表シタノ ドト 公言シテ 居リマスガ 會社ノ 発表セル 解雇
手當規則中ニハ 退職手當ノ 事ヲ 制定セラレテ 居ルカラ 何ニ 問題
ニナラヌ バカリ デナク 其 當時 會社ト 實行委員トノ 間ニ 交換セル 左
記ノ 覺書ヲ 讀ムバニ 層 明白デアリマス

覺書

一 收入ノ 増加ヲ 求メタニ 範圍ニ 於テ 時間給ヲ 一割以上 三割内 外 増

加スルコト

一 解雇手當規定ハ 世間並ニ 制定シ 可成 近キ 將來ニ 於テ 発表

スル事

一 共済會評議員ノ 半数ヲ 職工中ヨリ 選出スル 様 可成 早ク 改正スル 事

一 解雇者 複職ノ 件ハ 會社ノ 意見ニ 通りニシテ 已ムラ 得サルモト 認ム

大正十二年四月十三日

株式會社新潟鐵工所

蒲田工場
實行委員

以上

大正十二年八月二日

株式會社新潟鐵工所

以上